

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定するための改正

二 内容

介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日